



平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件 直送済

原告 90名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第17準備書面

(包括的生活利益としての平穩生活権について)

2014(平成26)年7月31日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌
外



第1 はじめに

原告らは、本件原発事故により、「包括的生活利益としての平穩生活権」を侵害され、かつ、その侵害は避難後も継続しているものである。

以下、「包括的生活利益としての平穩生活権」の意義について述べた上で、その権利の性質や横田基地訴訟控訴審判決が認めた「平穩生活権」との異同等について述べ、権利侵害が避難の前後を通じて継続していることを明らかにする。

なお、本論点と関連して、中間指針等が認めている慰謝料との異同の問題があるが、これは、中間指針等の分析と対比する必要があるので、追って、中間指針等に関する主張を行った後に論ずることとしたい。

第2 「包括的生活利益としての平穩生活権」の意義

1 現代社会においては、人は、居住する場所を選択し、その地域で、家庭を築き、また、学校、職場、地域社会などを通じて様々な人間関係を築くことにより各種の共同体を形成し、それらの共同体（物的施設等も含む。例えば、家族という共同体の構成要素である自宅など）から多くの利益を受けて生活している。また、現代社会は、行政国家化が進み、取引経済も高度に発展して、誰もが、多くの行政サービスや地域経済社会などからの利益も受けながら社会生活を営んでいる。

2 このような共同体、自治体、地域経済社会などから享受する利益は、個々の利益ごとに個別に観念することも可能であり、従来はそのように理解されてきたように思われる。

しかし、極めて強大な脅威により、これらの利益の全て、あるいはその多くの部分が同時に侵害された場合、従来のように個別の利益を分析的に把握することは実態に副わない。なぜなら、これらの利益の全て、あるいはその多くの部分が同時に侵害されてしまうと、個々の利益の制約に止まらず、そもそも日常生活が成り立たなくなり、あるいは、日常生活そのものに深刻な支障を生じてしまうからである。そのダメージの深刻さは、個々の利益の侵害を個別に評価してそれを合算した場合とは比較にならない程であると評価できる。

3 そこで、このように共同体、自治体、地域経済社会などから受けている利益の全て、あるいはその多くの部分を同時に侵害された場合には、これらの利益を総体的に捉える必要があるというべきであり、これを「包括的生活利益としての平穩生活権」ということができる。

4 なお、このような理解と同様の見解を提唱する淡路剛久教授は、この「包括的生活利益としての平穩生活権」に内包される「故郷（ふるさと）、コミュニティから享受する利益」について、以下の分析をしている。

すなわち、「地域、コミュニティの機能とは、第1に生活費代替機能（野菜の

交換等をいう), 第2に, 相互扶助・共助・福祉機能(複数世代家族内, 集落共同体内で互いに面倒を見ること等をいう), 第3に行政代替・補完機能(「区」を中心とする活動等をいう), 第4に, 人格発展機能(子供の成長, 地域の交流等), 第5に, 環境保全・維持機能(里山の維持・管理等)であり, これらの機能を個々人が享受する利益の侵害が, 本件における被侵害利益の重要な部分である」としている〔甲C4〕。

このような分析は, 「包括的生活利益としての平穩生活権」を理解する上で極めて参考になるものと思われる。

第3 「包括的生活利益としての平穩生活権」の性質(特に, 避難の前後を通じて侵害があることに関連して)

- 1 本件原発事故では, 原告らの「包括的生活利益としての平穩生活権」が侵害されたものと考えるが, 特に, 避難の前後を通じて侵害が生じていることを明らかにするため, 権利の性質について検討する。
- 2 原状回復するまで侵害が続くこと

「包括的生活利益としての平穩生活権」に対する侵害は, 金銭賠償措置も含めた原状回復が行われるまでの間, 継続しているものと考えなければならない。

なぜなら, 平穩に日常生活を送ることは, 憲法13条等から当然に導かれるべき人格権的な利益であり, 必ず原状回復がなされなければならないからである。

換言すると, 日常生活がずっと不穩なままであり続けるということは, 許されないのである。「包括的生活利益としての平穩生活権」は, それが侵害されている間は日常生活において極めて深刻な負担が続いているのであり, 必ずそこからの回復が図られなければならない。したがって, 「包括的生活利益としての平穩生活権」は, 一旦侵害されたらその権利が消滅して後は金銭賠償が図られるという性質の権利ではなく, 原状回復がなされるまでは権利侵害が継続する

性質の権利とすることができる。

3 原状回復までに長期間を要すること

「包括的生活利益としての平穩生活権」は、共同体等から享受する利益が同時に丸ごと奪われるような場合に侵害されるものであるから、これを侵害する脅威は、本件原発事故のように、非常に強大かつ広域に及ぶものである。

また、「包括的生活利益としての平穩生活権」は、地域社会から享受する利益を重要な一部としているところ、地域社会は、特定の地域において日々の生活の積み重ねによって形成されたものであるため、その地域での再生を希求する性質があると思われる。

そのため、「包括的生活利益としての平穩生活権」の原状回復は、広範な地域の再生、復興と密接に関連するため、必然的に原状回復までに長期間を要することになる。

4 各種の法益を内包する権利であること

「包括的生活利益としての平穩生活権」は、各種の共同体等から享受する利益の総合体であるから、そこには多数の法的利益が包摂されていると解される。

したがって、原告らはこれまでに被侵害利益として①放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利、②人格発達権、③居住・移転の自由、④内心の静穏な感情を害されない利益なども主張してきたが、「包括的生活利益としての平穩生活権」は、これらの被侵害利益を一定の範囲では内包しているものと解される（なお、重なり合いの範囲については検討の余地もあると思われる。）。

第4 横田基地訴訟控訴審判決が認定した「平穩生活権」との違い

- 1 ところで、「包括的生活利益としての平穩生活権」と言うと、その用語の類似性から、「平穩生活権」が問題となった横田基地訴訟控訴審判決（東京高判昭和62年7月15日判タ641号232頁）が想起されるところである。

そこで、横田基地訴訟控訴審判決がいう「平穩生活権」と原告らが主張する「包括的生活利益としての平穩生活権」の違いについて若干説明する。

- 2 上記判決は、「人は、人格権の一種として、平穩安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穩生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条の所定の侵害であ」として、騒音被害を受けている横田基地の周辺住民らに対し、慰謝料等の支払を認めている。

そして、同判決は、特に理論的な根拠を説明することなく、一定区域（コンター区域内）に居住している期間内のみを賠償の対象とし、そこから転居（コンター外転居）した以降は賠償を認めていない。

- 3 上記判決と同じような考え方に従えば、本件では、放射性物質により汚染されている地域から避難した後は、慰謝料は発生しないことになりそうである。

しかし、横田基地訴訟の事案は、騒音による相当の生活被害や苦痛があったことは容易に推測されるが、それでも、日常生活を営む上で不可欠な前提利益とも言える包括的生活利益が侵害されたとまでは言えない事案である。同訴訟において転居した原告らは、転居に伴って相当な負担を強いられた可能性はあるが、それでも、転居先において日常生活に極めて深刻な負担が生ずることまではなかったはずである。

それに対し、本件原発事故では、包括的生活利益が侵害されているため、避難した原告らは、避難先においても日常生活上極めて深刻な負担を強いられているのである。

- 4 要するに、横田基地訴訟控訴審判決がいう「平穩生活権」と、原告らが主張する「包括的生活利益としての平穩生活権」は、権利の性質、内容が大きく異なるものなのである。

第5 原告らが受けている「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害による実

情

- 1 避難指示区域の内外に関わらず、世帯の分離は深刻である。避難者の中には、父親は仕事のために福島に残り、母子は放射性物質の汚染がない遠方に避難しているという場合が少なくない（なお、母子家庭において、母親が仕事のため福島に残り、子どもだけ遠方に避難している家庭もある。）。

このような世帯では、一家の支柱は被ばくの脅威にさらされ続け、家事や育児などの協力はできず、生活費は二重にかかり、相互の行き来の負担も非常に大きい。

- 2 親族や近隣住民の離散も、大きな負担である。

福島第一原発の近隣地域をはじめとする農村部は特に、大都市圏と比較して、親族が近隣に居住していたことが多く、育児などを始めとした日常的な事柄について相互の扶助がごく自然なものとして営まれていた。

また、近隣住民間の結び付きも強く、地域のコミュニティが濃厚に形成されていた土地柄であり、そこから得られていた利益は、日常生活上の相互扶助はもとより、人格の形成や心の平穏にも役立つものであった。

避難指示区域は、これを一気に奪われた。福島県内には、阪神・淡路大震災から得た教訓などを踏まえて、自治体ごとに仮設住宅が建設されるなどしたが、本件事故前と同様の親族間の協力や、地域コミュニティを維持ないし再現するには至っていないものと思われる。

避難指示区域外からの避難者については、放射線に対する考え方や賠償に対する考え方の相違などから、親族間に不協和音が生じていることも少なくなく、また、地域コミュニティにも亀裂が生じ、避難者が地元の地域コミュニティから本件事故前と同じように利益を享受できる雰囲気は無くなっている。

なお、地域コミュニティからの利益については、避難先で新たなコミュニティに加わったり、あるいは形成したりして、そこから利益を享受することもあり得ないではないが、新たなコミュニティへの参加や形成は容易なことではな

く、本件原発事故以前と同程度の状況には遠く及ばないのが現実である。

3 失職による負担も、容易には解消されない。

職業は、日常生活を営むための収入を得るものであるのと同時に、個人の自己実現にとって極めて重要なものである。

避難指示区域の内外を問わず、本件原発事故は、極めて多くの失職者を生んだ。

収入の喪失という点は、避難区域内からの避難者に対しては、就労不能損害の賠償が行われているが、避難区域外からの避難者には手当がなされておらず、区域外避難者の負担の極めて大きな部分を占めている。

自己実現の観点からは、特に、長年従事してきた職業を失った者は、生き甲斐の1つを喪失したもので、本件事故前のような意欲のある日常生活には程遠い状況が続いている。

4 転校を強いられた子ども達にも多くの負担がのし掛かったままである。

学校生活は、子ども達が人間形成していく上で極めて重要な場であり、そこから得られる利益は子ども達の人格形成に大きな影響を及ぼす。

本件原発事故により転校を強いられた子ども達は、理不尽な理由による友達との別れを経験し、大きな心の傷を負った上に、転校先でも辛い思いをさせられることが少なくない。

これらの心の負担は、勉強その他の学校生活から得られる利益を吸収する上で極めて大きな障害になっており、多くの子ども達が学力の低下などの問題を抱えていると聞く。

他方、政府の避難指示なく避難した者は、本件事故により放出され拡散した放射性物質という未知の脅威にさらされ、やむを得ず、本件事故前に居住していた地から避難することを選択したものである。

5 住居についても不安定な状況が続いている。

避難者は、仮設住宅、公営住宅、民間借り上げ住宅などに仮住まいしている

場合がほとんどである。

仮設住宅や公営住宅は住環境が必ずしも良くなく、また、民間借り上げ住宅も家賃の金額等に制約がある。

福島県民は、全国的に見て、持ち家率が比較的高く、また、持ち家の述べ床面積も比較的広い傾向がある。したがって、狭い公営住宅等での仮住まいは不便であり、精神的な苦痛も大きい。

しかも、これらの住居に入居が認められる期間も単年度毎に更新の有無が判断されるといった運用がなされており、将来の見通しをもった生活再建をすることができない状況に陥っており、避難者の生活の不安定さは深刻である。

- 6 これらは「包括的生活利益としての平穩生活権」が侵害されている実情のごく一端であり、避難者やその家族には、更に他にも色々な点において大小様々な負担がのし掛かっており、包括的生活利益としての平穩生活権が侵害され続けている。

第6 本件において「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害が非常に長期化している原因について

- 1 ところで、原告らの「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害は、本件原発事故から3年以上が経過した現在も続いていると言わざるを得ない。

これほどまでに長期化している理由について、本件事故の特徴を踏まえて、若干検討してみたい。

- 2 根本的な原因は放射性物質にあること

やはり、長期化している最大の原因は、侵害の根本的な原因が放射性物質にあるからと思われる。

例えば、低線量被ばくの人体への危険性は、科学的に解明されておらず、そのことが、福島県民に大きな不安を与え続けたり、県民間に深刻な対立を生じさせたりしてしまっているものと思われる。

3 政府が復興へのランドデザインを描けないでいること

これは、放射性物質を意のままに扱う技術を人類が持ち合わせていないこととも関係するが、除染がどの程度可能なのか（山林等まで汚染した放射性物質は、風雨によって移動し、除染した場所を更に汚染することも起こっているようである。）、それにどの程度の費用が掛かるのかが実は分かっておらず、引いては、どのような具体的政策を打ち出せば本件原発事故による権利侵害状態が原状回復されるのかが見通せないためではないかと思われる。

政府がランドデザインを描けないため、避難者は、この先どうなっていくのかが見通せず、いわば宙ぶらりんの状態に置かれてしまっているように思われる。

なお、平成24年6月、子ども被災者支援法が制定されたが、制定から2年経過してもこの法律が求める実効的な政策が実施されているようには見受けられないのも、政府が、この局面を乗り切るための具体的な政策を見出せないからではないかと思われる。

4 福島に残っているものがあること

世帯分離により家族の一部が福島県内に残っている避難者もいれば、避難区域内に関しても、そこに自宅、田畑、墓、その他の精神的な拠り所ともなる物が残っている。

単純にそれらの物に対する思いを割り切って日常生活の平穏を取り戻せるというものでもない。

5 賠償措置が対処療法的であったこと

本件原発事故による賠償は、原賠審が定めた指針に沿って進められてきたが、この指針は、その時々世論を受けて対症療法的に定められてきた色合いが強かった。

いわゆる自主的避難者に対する賠償が一律に極めて低額に抑えられたのも、被害が軽微だからではなく、被害が余りに広大で賠償額が莫大になるため、こ

れを抑制した政策的意図によることは明らかである。

区域内避難者についても、原発事故直後の時期に決められた「月額10万円」がその後の賠償事務を拘束し、「避難者の日常生活を早期に取り戻す」という観点が欠落し、可及的に賠償額を抑えるために、実現可能性がどの程度あるか分からない「帰還できるかもしれない時期」のようなものを設定して、中途半端にその時期までの一括払いを実施するなど、対処療法的な対応に終始してきたと言わざるを得ない。

そして、このような賠償措置が、結果的に、福島県民の間に複雑かつ深刻な対立を生んでしまったことも現実である。

6 小括

上記以外にも本件原発事故による「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害が極めて長期化している原因はあると思われるが、事件の実相を明らかにする上で有益と思われるので述べた次第である。

第7 結語

以上のとおり、本件においては、避難した者もそうでない者も、等しく「包括的生活利益としての平穏生活権」を侵害されており、これは避難の前後を問わず権利侵害が続いているというべきものである。

以上